|  |
| --- |
| №22-26　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022（令和4）年9月6日  ***全保協ニュース***  **〔協議員情報〕**  **全　国　保　育　協　議　会**  **TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509**  **ホームページアドレス〔 <https://www.zenhokyo.gr.jp> 〕** |

－今号の目次－

* 保育所・認定こども園等における安全管理の徹底について 1
* 児童虐待防止に向けた新たな総合対策が公表されました 2
* 第49回国際福祉機器展H.C.R.2022開催のお知らせ ４

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆ 保育所・認定こども園等における安全管理の徹底について**

9月5日、静岡県の認定こども園において通園バスに女児が取り残され、後に死亡が確認されたとの報道がありました。昨年にも同様の事件があり、各園において子どもたちの安全確保に向けた一層の取り組みが進められているところでしたが、今回の事件が発生してしまいました。

　本年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」の参議院の附帯決議では、保育所が送迎バス等の付加的サービスを含めた児童の安全確保に関する計画を策定することを、都道府県等が従うべき国の運営基準として定めること。その際、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などにより、その実効性を確保させることとされました。

これを受け、本ニュースNo.25でもお知らせのとおり、令和4年8月23日から「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントが開始されています（締切9月21日（水））。

|  |
| --- |
| **【児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等の改正概要】**  ・児童福祉施設全般に係る総則として、各児童福祉施設において安全計画を策定すること等を義務付ける規定が新設される。  ・既に保育所保育指針などにより一定の安全に関する取組が義務付けられている保育所以外の児童福祉施設等は、経過措置として一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定が設けられる（つまり、保育所は経過措置なく、施行日である令和5年4月1日より安全計画の策定が義務付けられることとなる）。 |

子どもの安全・安心が何よりも優先される保育の現場にあっては、こうした見直し等に先んじてあらためて自園の対策の点検、さらなる取り組みが必要です。

パブリックコメントの詳細については、下記ホームページをご参照ください。

■e-GOVパブリック・コメント > 案件一覧 > 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220145&Mode=0

**◆ 児童虐待防止に向けた新たな総合対策が公表されました**

政府は、児童虐待防止に向けた新たな総合対策を9月2日にとりまとめ、公表しました。

全国の児童相談所における虐待相談対応件数が一貫して増加を続けるなか、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月）や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（同年12月）、「児童虐待防止対策の抜本的強化」（平成31年3月）等の対応が図られてきましたが、令和2年度にはその相談件数が20万件を超えるところとなっています。

今般とりまとめられた対策は、これまでの政府の取り組みについてのフォローアップを行ったうえで、引き続き実施すべきものについて取り組むとともに、虐待防止のための早期発見から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制を構築するとしています。

また、現在は厚生労働省が中心となって関係省庁が連携して取り組みを進めている児童虐待防止対策について、令和5年4月以降、こども家庭庁のもとでその取り組みを強化するとともに、子育て世帯に対する包括的な支援の強化のため、先に成立した改正児童福祉法の円滑な施行（令和6年4月）等に向けた取り組みを進めることが示されています。

なお、対策を進めるにあたって財政的な措置が必要なものについては、予算編成過程において検討するとしています。

|  |
| --- |
| 【「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日/関係閣僚会議決定）】の柱  （概要事務局整理）  １　こどもの権利擁護  ２　児童相談所及び市町村の体制強化  　➀児童相談所及び市町村の人員体制等の質・量双方の強化  　　・児童相談所の体制強化  　　・市町村の体制強化  　　・こども家庭福祉の認定資格の導入等による資質の向上  　　・令和5年度以降に向けた児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わる次期プランの策定  　②ICTの活用等による児童相談所の専門性確保、業務効率化及び業務負担軽減  　　・一時保護の判断に資するためのAIツールの設計開発（令和4年度～）、運用（令和6年度）  ３　児童虐待の発生予防・早期発見  　➀相談・支援につながりやすい仕組みづくりや相談窓口の周知  　②学校等における虐待等に関する相談体制の強化  　③学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実  　④地域における身近な相談機関の新たな整備と家庭支援事業の実施  　⑤支援を必要とする妊婦への支援の強化  ４　適切な一時保護の実施  　　・一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進等  ５　社会的養護の充実  　　・里親支援センターの設備・運営基準や第三者評価基準等の検討  　　・在宅指導措置に係る費用の義務的経費化、在宅指導措置のあり方検討等  ６　親子再統合への支援強化  ７　関係機関における事案への対応の強化  ８　DV対応と児童虐待対応との連携強化  ９　障害児支援の充実  10　関係機関との連携強化  　　・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の令和6年4月の施行に向けて、困難な問題を抱える女性及び当該女性が監護すべきこどもへの支援を適切かつ円滑に行うため、婦人相談所及び婦人保護施設と児童相談所その他の関係機関との緊密な連携が図られる体制の整備  こども家庭庁による司令塔機能の発揮について |

詳細については、下記ホームページをご参照ください。

■ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2022年9月 > 「児童虐待防止対策の更なる推進について」を決定しました

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27671.html>

**◆ 第49回国際福祉機器展H.C.R.2022開催のお知らせ**

全国社会福祉協議会および保健福祉広報協会が主催するH.C.R.（リアル展）を10月5日（水）より3日間、東京ビッグサイトにて開催します。国内外約340社の出展社による多種多様な福祉機器を、実際に「見て、聞いて、さわって、試して、比較して、選べる」体験をいただける展示会です。

会場内、障害のある子どものための「子ども広場」では、「伝える・伝わる」コーナー（コミュニケーション意思伝達装置・ツール紹介）、「学ぶ、育む」コーナー（学習支援機器の紹介と就学相談対応）、「遊ぶ・楽しむ」コーナー（e-Sports体験）等を設置します。

さらに、「医療的ケア児と家族支援のこれから」（認定ＮＰＯ法人うりずん理事長 高橋昭彦氏）のほか、「組織を変える福祉現場のリーダーシップとは～魅力的な福祉の職場づくり～」など、多様なテーマでセミナーも実施します。

ぜひご来場ください。

事前入場登録は、下記Web展ページからお願いします。

|  |
| --- |
| ◆リアル展開催概要  日時：2022年10月5日（水）～10月7日（金）10:00～17:00（7日のみ16:00まで）  会場：「東京ビッグサイト」東展示ホール（東京都江東区有明） |
| ◆Web展～国際福祉機器展Web2022～  日時：2022年9月5日（月）～11月7日（月）  特設サイト：http://www.hcr-web.jp |